

ちばやあかたか

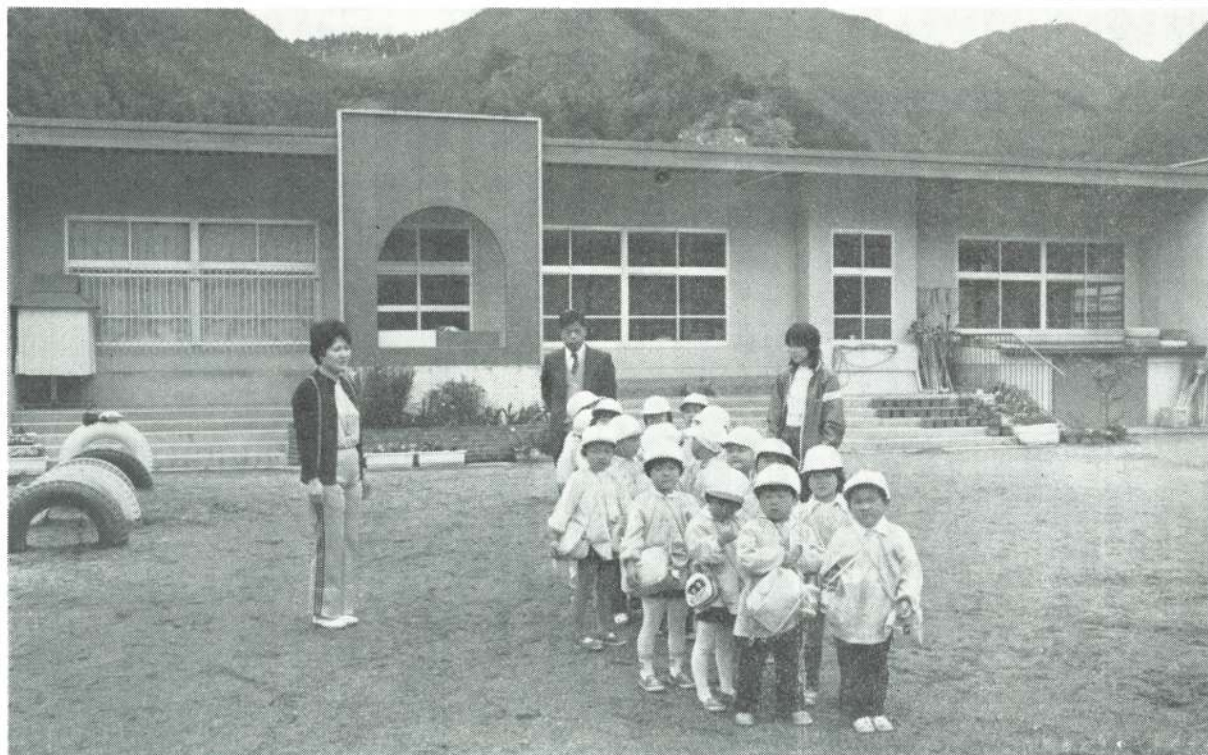
人の動き

世帯数および人口

(昭和54年5月末日現在)

世帯数	1,560戸
人口	6,461人
男	3,125人
女	3,336人

第83号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



村立多聞幼稚園

▼住所は、南河内郡千早赤阪村大字千早一〇四一番地の三に在り、昭和51年10月10日新園舎に移転し、その中で園児18人が、学んでいます。

先生は、園長を含め3人で、千早城址の下、大楠公の精神で、力強い子に育てています。

〔今月号の内容〕

◆ 僕たち私たちの施設臨時議会で議長に藤浦氏選出	1頁	◆ 昭和54年度園芸教室のご案内	3頁
◆ 国民年金被保険者に対する年金融資のご案内	2頁	◆ 交通マナーを高めよう母と子の集いに参加して	3頁
◆ 特例納付で年金権の確保を	2頁	◆ 自動車の盗難防止にご協力を	4頁
◆ 村税メモ	2頁	◆ めいわく駐車追放府民運動	4頁
◆ 浄化槽設置者の皆さんへ	3頁	◆ 梅雨期はご用心	4頁
◆ 日本脳炎予防接種実施について	3頁	◆ 保健所だより	4頁
		◆ 休日診療	4頁
		◆ 皆さんの声をお寄せください	4頁
		◆ 電話局からのお願い	4頁

臨時議会で議長に藤浦氏選出



藤浦議長



山口副議長

満了にともなう役員改選を行い、次のとおり役員が決まりました。

議長

藤浦信太郎(78)森屋三六九

副議長

山口貞一郎(60)水分三三三の二

総務民生常任委員会

委員長

松本 晴次(46)千早六七四

副委員長

徳丸 幸夫(31)森屋四六〇の一

産業建設常任委員会

委員長

山田 忠廣(63)千早一〇三九

副委員長

東條 進一(58)森屋三七九

国民年金被保険者に対する

年金融資のご案内

国民年金の年金被保険者住宅資金の融資は、自分で居住する住宅を新築する場合に住宅金融公庫資金と併せて融資される仕組みになっており、住宅金融公庫の借入申し込みと同時に申し込みをした人で住宅金融公庫資金の借入に当選された人の中から抽せんにより選定されることになります。

なお、この年金資金の申し込み資格は次の(1)～(6)まで全ての条件を満たした人にかぎります。

- (1)借入申し込み時に国民年金の被保険者であること。
- (2)借入申し込み時までに国民年金厚生年金保険、又は船員保険の被保険者期間が通算して三年以上あること。なおこの場合、国民年金保険料の免除期間及び滞納期間は

- (3)借入申し込みを行なう月前の直近の基準月の前月に免除を受けていないこと。
- (4)借入申し込みを行なう月前の直近の基準月の前月までに連続して二十四カ月以上、国民年金の保険料納付済期間が厚生年金保険もしくは船員保険の被保険者期間があること。
- (5)前記の連続した二十四カ月間に免除期間、又は国民年金、厚生年金保険もしくは船員保険以外の公的年金の被保険者期間がある場合は、それ以前に、これらの期間に相当する国民年金の保険料納付済期間又は厚生年金保険もしくは船員保険の被保険者期間があること
- (6)月収が毎月の返済額の五倍以上

あること。ただし、任意加入者等で収入がない場合は、同居予定者(配偶者、親子)に基準以上の月収があり、かつその同居予定者が連帯債務者となること。

融資額

被保険者期間三年以上五年未満

一〇〇万円

五年以上十五年未満

二〇〇万円

十五年以上

二五〇万円

六五才以上の老人と同居世帯で他に家族が五人以上いるときは六〇万円割増される。

六五才以上の老人又は精神薄弱者同居世帯のときは三〇万円割増される。

融資を受けられる住宅

個人住宅建設

原則として住宅部分が三〇㎡以上一〇〇㎡以下の住宅

高層住宅(マンション)購入原則として床面積四〇㎡以上一〇〇㎡以下

住宅改良

増改築工事で改良後の住宅の床面積四〇㎡以上

住宅金融公庫融資付分譲住宅購入

・既存住宅(中古マンション)購入

・新築又は新築住宅購入

・木造不燃構造

・耐火構造

・既存住宅(マンション)購入

・増改築

いずれも住宅金融公庫資金の返済期間と同じ

返済方法

住宅金融公庫資金の返済方法と同じ

元利均等毎月償還又は元利均等毎月償還とボーナス償還の併用

なお、お問い合わせは国民年金福祉事業団の融資取扱金融機関へ加入申し込み書などの用紙も金融機関で入手できます。

特例納付で

年金権の確保を

国民年金の保険料を忘れたまま二年経過すると時効となり、納めたくても納めることができなくなります。一時の思い違いや忙しさにまぎれて、ついすっかり保険料を納め忘れていたために時効となり、今から納め続けたとしてもすでに年金を受けられなくなった状態の人もおられると思います。そこで、これらの年金権を復活させるために、この時効になった期間の保険料をさかのぼって納めることができる特例納付制度が現在実施されています。

この特例納付制度は、国民年金に当然加入しなければならなかった期間に限り一か月四千円の割で納付できるものです。

加入していないが納め忘れた期間のある人は

もとより、まだ加入していない人も今すぐ国民年金に加入手続きをして、特例納付で年金権を確保してください。

特例納付保険料額

一か月四千円

あなたの街です。自然です。

眼からの投げ捨てはやめましょう。



・日本煙草会社

納付期限

昭和五十五年六月三十日まで
特例納付をはじめ国民年金について詳しいことは役場保険課国民年金係へお気軽にどうぞ。

◇村税メモ

昭和五十四年度、村府民税第一期分の納期は六月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。

月 日	時 間	場 所
6月27日(水)	午前9時～正午	川野辺集会所
	午前9時～正午	桐山金泉寺
	午後1時～午後4時	二河原集会所
6月28日(木)	午前9時～午後3時	森屋公民館
	午前9時～午後3時	水分公民館
	午前9時30分～午後3時	千早農協出張所
6月29日(金)	午前9時～午後3時	中津原集会所
	午前9時30分～午後3時	役場小吹台連絡所
	午後9時～正午	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

浄化槽設置者の 皆さんへ

近年、新築・増改築に伴い浄化槽の設置数が増加しておりますが、浄化槽の維持管理不良のため付近に悪臭等で迷惑をかけたり、農業被害を与えたり、河川ひいては瀬戸内海の汚濁にも、つながっているのが現状であります。

こうした現状をふまえ、浄化槽を正しく維持管理していただくため、浄化槽を設置しておられる方々には左記事項を必ず遵守くださるようお願いいたします。

記

- ①トイレの便器の洗浄は、水かぬるま湯で行うこと。
 - ②トイレットペーパー以外のものは故障の原因となるので便器に流さないこと。
 - ③浄化槽内には、いわゆる汚物を食べている好気性微生物が生育しているのでモーターの電源は切らないこと。
 - ④浄化槽を設置したら専門の維持管理業者と年間契約（大阪府指導要項では家庭槽の場合、年六回以上点検を行なうこととされている）を結ぶこと。
 - ⑤維持管理業者の点検に際してはできるだけ立合いの上、説明を受けること。（点検項目は放流水の簡単な検査、モーターの点検、消毒剤の補充、スカムの返送等）
 - ⑥年一回以上の清掃（汚での汲み取り）は維持管理業者の意見をきき、時期を誤らないこと。
- ◆浄化槽についてのお問い合わせ
富田林保健所衛生課環境衛生担当
電話〇七二二二一三二六八

日本脳炎予防接種実施について

日本脳炎予防のため、下記のとおり予防接種を実施致しますのでお知らせします。

※対象者 3才から15才までの人

（但し学童及び園児は学校単位で申込んでください）

※実施日時

場 所	1 回目	時 間	2 回目	時 間
小吹台小学校	6月18日	午後2時30分～3時	6月25日	午後1時40分～2時
赤阪小学校	20日	2時30分～3時	27日	1時40分～2時
千早小学校	21日	2時～2時30分	28日	1時40分～2時
多聞小学校	21日	2時45分～3時	28日	2時15分～2時30分

※接種方法 毎年受けている人は1回接種するだけでよい。又初めて受ける人は2回1～2週間の間隔で接種する

※手数料 無料

※予防接種を受けられない（禁忌）

- ①発熱している者、病後衰弱者、アレルギー体質者又は著しい栄養障害者。
- ②小児マヒ（生ワク）はしか、BCG、の予防接種を受けて1カ月を過ぎていない者、その他の予防接種を受けて2週間を過ぎていない者。

昭和五十四年度

園芸教室のご案内

- ※目的 一般府民を対象として、府民に自然に親しむ機会を与え府の緑化推進に資する。
- ※場所 大阪府農林技術センター
- ※時間 午後一時～四時
- ※講師 総括研究員 妻鹿加年雄
- ※申込 大阪府農林技術センター普及教育部羽曳野市尺度四四二番〇七二九一五八一六五五一
- ※申込方法 電話又は葉書にて受講者の住所、氏名、受講年月日科目を連絡ください。
- ※締切 実施日前日です。
- ※対象人員 約五〇名

実施月日	内 容
6月29日	イヌマキの育てかた
7月27日	イワヒバ
8月31日	ウメ
9月28日	ウメモドキ
10月26日	カエデ
11月30日	カリン
12月14日	カンノンチク
1月25日	キク
2月29日	クジャクサボテン
3月28日	クレマチス

※日どりは十一月を除いて毎月最終金曜日です。

「交通マナーを高めよう 母と子の集い」に参加して

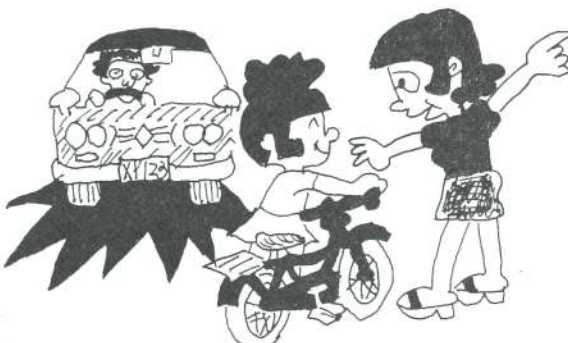
去る五月十一日から二十日まで春の交通安全運動が展開されました。



春の交通安全運動のより効果的な推進を目的として企画されたものであります。

まず主催者側の挨拶の後、赤阪小学校六年生武部能子さんが「交通信号を守ります」と力強く交通安全宣言をいたしました。

この後、音楽演奏バトンアラの演技、カッパ座の人形劇「白雪姫」「白バイ」といっしょに写真を写そう大会などの催があり、正しい交通マナーの実践による交通事故防止を再認識しながら、楽しい五月晴の半日をすごしました。



あぶないところでじんしゃにのらないこと

自動車の盗難防止に

ご協力を

最近、銀行・郵便局・農協を対象とした強盗事件の凶悪な犯罪が発生しています。これらは、あらかじめ自動車を盗み逃走利用されているが、なお、増加の傾向にあり警察では、オートバイ・自動車盗の防止と早期検挙を目的とした活動を行っています。村民のみならず、次の点について一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

○キー抜き運動を徹底しよう。
○長時間駐車する場合には、路上駐車を避け、車庫又は駐車場を使用すること。

○荷物の積卸し等のため車両から一時はなれる場合であっても、自動車にあつてはエンジンキーを抜きとってドアに施錠し、オートバイにあつてはクサリ錠又はワイヤー錠をかけるようにすること。

○自動車・オートバイが盗難にあった場合は、すみやかに警察に届け出る。
○不審な車両を発見された場合も、すぐ警察へ通報してください。

不法駐車・道路の不正使用はやめよう

せまい道、大きく広げるゆずり合い!!

道路を車庫として使用している道路上に物件を置き作業をしている等の苦情が、大変多く寄せられています。道路はみんなのもの、個人のものではありません。ルールをよく守り他人にめいわくをかける気持ちが大切です。もう一度、道交法に目を通し違反のなきよう、また事故に直結する不法駐車や道路の不正使用をみなさんのご協力で追放しましょう。

富田林警察署
駐在所

☆ちよつと

だけそん

な気持が

めいわく

駐車

めいわく駐車
追放府民運動

6月21日～6月27日

クルマは必ず
ガレージへ
— 自転車の放置
はやめよう —
— 今月二十一日
から七日間、府
下いっせいに、

「めいわく駐車追放府民運動」が実施されます。

この運動は、交通事故や交通公害をもたらすと共に、災害時の救急活動を妨げるとした公共サービスの活動を阻害するなど、府民の日常生活に大きな影響を及ぼしている自動車等のめいわく駐車の一掃を目指して、すべての府民に「めいわく駐車はしない・させない」の意識向上を図ることを目的として行なうものです。

村ぐるみでめいわく

駐車を追放しよう

梅雨期はご用心 — 食中毒 —

食中毒に「季節」はありませんが、一年のうちで最も多く発生するのは、なんといっても夏場と梅雨期です。
魚・貝など海産物を生で調理したものや折詰め弁当などに入っている肉・卵・野菜などの古くなったものは要注意です。

△症状▽

食中毒の潜伏期間—食べてから症状があらわれるまでの時間は短くて二時間、長いもので三日間といわれています。なかでも多いのは、潜伏時間が十二時間から二十時間ぐらいのもので、吐き気や腹痛・下痢などが起きます。



入梅

△吐き気・腹痛が起きたら▽
食後二～三時間で吐き気がするような場合は、ぬるま湯や薄い食塩水をたくさん飲ませ吐きやすくしてあげてください。幼児の場合は鼻をつまんで口を開けさせ、指を突っこんで吐かせてください。

◎何回も吐かせて胃の中のを出したら体を暖かくして安静に休ませます。
◎食後十時間以上もたつてからは、吐かせても効果はありません。食べたものはすでに胃で消化され

◎下剤やヒマシ油を飲ませ、食べたものを早く体外に出してしまうとするのは危険です。
しるうと判断で処置をしないので必ず医師の指示に従いましょう。

◎食中毒とわかったら、何を食べたか思い出し、同じものを食べた他の人にも至急連絡し、注意を促しましょう。

保健所だより

- ▷3カ月児健診 (受付時間 12:30～13:00)
第1・3月曜日
- ▷妊婦教室 13:30～
第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30～10:30
毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30～13:00
第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射
9:30～11:00
毎月第1月曜日

休日診療

- ◆受付時間 午前10時～11時30分
午後1時～4時30分
- ◆所在地 富田林市大字甘山4592番地
(富田林病院敷地内)
- 電話番号 07212 ⑧ 1333



かけて損 かけて迷惑

まちがい電話

電話局からのお願い

「電話の呼出音が聞えているが相手が出ない」との問合せがよくあります。

あなたのお宅は大丈夫ですか。こんなときは他のお部屋にもう一個ベルが電話機をつけられたら便利です。

その他お困りの点がありましたらご連絡ください。

☎ 〇七二一九—三二〇〇〇

皆さんの声を
お寄せください

観光課では、一般新聞及び村広報の取材として、村内での変わったこと、めずらしいこと、また自らの体験等を募集しています。どんなことでも結構ですので、観光課までご一報ください。よろしくお願いいたします。

自然休養村管理センター内

観光課 ☎ 二一四四七